

正副会長の活動状況

継続研修への道程

平成 19 年度 日本弁理士会副会長 樺澤 聡

継続研修本年 4 月 1 日から開始

改正弁理士法が本年 4 月 1 日に施行され、既登録弁理士に対して法定義務研修である継続研修が始まる。原則としてすべての弁理士に対し、5 年毎に倫理研修 10 時間と業務研修 60 時間と、合わせて 70 時間の受講が義務付けられる。

この義務研修までの道程を追っていく。

平成 12 年改正弁理士法の見直し

平成 12 年の弁理士法の全面改正の際に、附則で政府は法律の施行後 5 年を経過した場合に、施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、法律について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じると規定している。

産業構造審議会

この規定に基づき、産業構造審議会 知的財産政策部会 弁理士制度小委員会が平成 18 年 4 月 21 日から同年 12 月 13 日までに 6 回開催されている。この委員会に関しては、前年度の正副会長をはじめとした多くの役員の先生方、弁理士法改正特別委員会および弁理士法改正特別ワーキンググループの先生方、さらには、弁理士政治連盟の先生方のご苦勞により、登録前の実務修習および既登録弁理士に対する継続研修を実施する方向性が示されたとお聞きしている。そして、平成 19 年 1 月に、この委員会の結果をまとめた「弁理士制度の見直しの方向性について」との報告書では、弁理士の資質の維持・向上を図るための専門研修について定期的に受講することを弁理士法において義務付けることが適切であると結論付けしている。

弁理士法改正

この報告書に基づき、弁理士法の改正案が作成され、4 月 11 日に参議院先議で可決され、その後 6 月 12 日の衆議院で可決され、弁理士法改正が成立した。改正

案については前年度の役員の先生方から、本年度の役員に引き継がれ、本年度の役員は参議院に上がるあたりから実質的に関与することになった。

弁理士の実務修習制度等に関する検討会

また、より詳細な研修に対する制度設計をするために、弁理士の実務修習制度等に関する検討会が、平成 19 年 6 月 11 日から同年 8 月 31 にまでに 4 回開催されている。具体的には、継続研修の受講期間、科目および時間数、単位のみなし付与、継続研修の運用方法などについて、従来からの経緯などを参考にして、詳細に検討された。そして、平成 19 年 10 月に、この検討会の結果をまとめた「弁理士の実務修習制度等に関する検討会 報告書」では、継続研修の基本となる部分がまとめられている。

政省令、例規改正

そして、平成 20 年 4 月 1 日に施行される弁理士法に対応するため、特許庁では政省令が作成され、弁理士会では、研修所の協力の下で例規改正特別委員会では常議員会、総会に向けて、会則及び会令が作成され、例規委員会でまとめられている。また、研修所では e ラーニングシステム、コンテンツの作成、会員に対する周知及び運営の準備を進め、会館等委員会では研修施設を含めた会館の準備を進めている。

まとめ

このように、多くの継続研修に関する事項が短時間に進められたことは、多くの会員の皆様方のご協力の賜物であり、感謝申し上げます。

継続研修の施行は次年度の担当となりますが、スムーズに移行して継続研修制度が成功裡に開始できるように致しますので、継続研修制度につきまして、ご理解とご協力をお願い致します。